

寄付金等の取り扱い細則

寄付金等の取り扱い細則

寄付金等の取り扱い細則

細則の文面と寄付金等管理事務局を埼玉県生態系保護協会に設置することは協議会で承認済みです。

荒川太郎右衛門地区自然再生協議会寄付金等に関する取り扱い細則

(主旨)

第1条 この細則は、荒川太郎右衛門地区自然再生協議会設置要綱（以下「協議会設置要綱」という。）第19条に基づく寄付金等の取扱いについて定める。

(定義)

第2条 この細則において「寄付金等」とは、個人や団体等の意志や了解によって支払われる金銭（助成金含む）をいう。

(寄付金等の使途)

第3条 荒川太郎右衛門地区自然再生協議会（以下、「協議会」という）は、寄付金等を荒川太郎右衛門地区自然再生事業に関する次の事業・取組を支援するために活用する。

- (1) 旧流路（上・中・下池）の保全・再生
- (2) 湿地環境の拡大
- (3) 河畔林の保全・再生
- (4) 荒川太郎右衛門地区の維持管理
- (5) 広報啓発
- (6) 調査研究・モニタリング
- (7) その他荒川太郎右衛門地区自然再生に関すること

(使途の特定)

第4条 寄付者は寄付金等の使途を特定することができる。寄付者が使途を特定しない場合は、協議会が使途を特定するものとする。

(管理)

第5条 協議会は、寄付金等の管理を行うために寄付金等管理事務局を公益財団法人埼玉県生態系保護協会に設置する。

- 2 寄付金等管理事務局は次の実務を担当する。
 - (1) 協議会名義の口座の通帳等の管理
 - (2) 寄付金等の出納管理等の会計事務
 - (3) 寄付者等外部からの問い合わせへの対応
 - (4) 資料・領収書等の送付
 - (5) 第6条に規定する業務
 - (6) その他、寄付金等の管理に関する業務

(協議会への報告・承認)

第6条 寄付金等管理事務局は、寄付金等の使途、収支等について協議会に報告し、協議会の承認を得るものとする。

(監査)

第7条 寄付金管理事務局に監査員2名を置く。

- 2 監査員は、協議会の議決に基づいて協議会会長が任命する。
- 3 監査員は、寄付金等の使途、収支等について監査する。結果は協議会に報告し、協議会の承認を得るものとする。
- 4 監査員の任期は、就任日から翌年度の最初の協議会までとし、再任を妨げない。

監査員が未定です。

(細則の改定)

第8条 この細則の改訂は、協議会の承認を経て、協議会会長が決定する。

1. この細則は、平成●年●月●日から施行する。